

入札の質疑に対する回答（令和8年4月24日公告分）

契約番号	12	
契約件名	（仮称）地域交流温浴センター建設工事	
質疑受付日	質 疑	回 答
5 / 2 2	<p>① 1. 高座清掃施設組合告示第7号4入札に係る書類に関する事項(4)において、「事前の照会がない場合、同等品は認められない」旨の記載がございますが、国際情勢の不安定化による物資の滞りにより、資材調達環境の大幅な変動が予測されます。入札時点では仕様書に基づく調達計画を立てておりますが、契約締結後に不可抗力とも言える急激なインフレや流通ダウン等が発生し、指定物品の入手が物理的に困難となった（または著しい納期遅延が生じる）場合においては、全体の工期や業務への影響を最小限に抑えるため、事後であっても同等品への変更及び請負金額の見直し等について柔軟に協議のテーブルに載せていただけるものか、組合としてのご対応方針を教示ください。</p>	<p>仕様書及び設計図等に記載の資材については、工事着手後の資材調達時点で、その資材に対する納入仕様書を以って、組合監督員で適正なものなのか判断いたします。従いまして、入札時に工事受注者が想定した資材と工事施工時に調達する資材に齟齬があっても、その性能が同等のものであれば、何ら問題はないと考えております。また、調達資材の価格の変動については、契約約款（工事請負）の中の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」の条項及び国が発している「工事請負契約書第26条第5項の運用について」などに基づいて、工事受注者からの協議の申し出により、工事発注者として適切に対応いたします。</p>
	<p>② 2. 図面 仮説計画図-1（参考図）等に「工事車両は新幹線ご線橋を通る海老名市道は使用しないこと」とございますが、その他に工事車両の導線・時間帯による制限などはございますでしょうか。</p>	<p>ご質問の工事車両の通行については、地元とのルールにより設けているもので、新幹線ご線橋を通る海老名市道（市道710号線）は、新幹線ご線橋より北側、また市道2152号線は本郷ふれあい公園より西側について、工事用車両の通行を控えるという取り決めで、それ以外は時間</p>

	<p>③ 3. 国際情勢の不安定化による物資の滞りや世界的な原材料価格の高騰が顕著である現在において、今後の工事請負契約において、契約時点から日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不相当となった際は、請負代金の変更について、柔軟に協議のテーブルに載せていただけるものか、組合としてのご対応方針を教示ください。</p>	<p>帯を含めございません。</p> <p>ご質問の①に記載の回答と同様に対応いたします。特に、①の回答の後段が該当いたします。</p>
	<p>④ 4. 天候の不良、材料の供給制限等の現時点では原因を特定しきれない施工会社の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、工期の延長変更を請求することは可能でしょうか。</p>	<p>契約約款（工事請負）の中の「乙（工事受注者）の請求による工期の延長」の条項に基づき、工期の延長が請求された場合は、その工期延期の請求が適正と認められる時は、協議により延長する期間を定め、契約変更を行うことができます。ただし、同約款の中の「工事工程表等」の条項により、工事受注者が工事発注者に提出した工事工程表に基づかず、理由もなくいたずらに工事着手を遅延させた場合などは、適正とは認められないと判断されます。</p>